

農業災害補償制度検討会「現地検討会」(福岡会場)の会議概要

日 時：平成14年7月26日(金)13時30分～16時10分

場 所：福岡県農業共済組合連合会会議室(福岡県福岡市)

委 員：岸座長、海野座長代理、戸川委員、森田委員

意見表明者：井田 磯弘(農業(水稻、麦) 福岡県前原市)

久保田 文雄(農業(主に水稻と肉用繁殖経営) 熊本県球磨郡錦町)

瀧口 修治(福岡県酪農業協同組合連合会)

中野 茂康(農業(水稻、麦、大豆) 佐賀県佐賀郡久保田町)

光安 章夫(農業(水稻、麦、野菜、園芸施設) 福岡県三井郡北野町)

村岡 潤一(全国農業協同組合連合会 福岡県本部)

山下 博三(農業(乳牛、水稻)、市議会議員、南部酪農業協同組合組合
宮崎県都城市)

傍 聴 者：36名

1. 開 会

2. 川村経営局長あいさつ

3. 委員紹介

4. 趣旨説明及びこれまでの議論の紹介

(岸座長から農業災害補償制度検討会開催の趣旨及び第1回から第5回までの農業災害補償制度検討会における議論の紹介を行った。)

5. 意見表明

井田 経営規模は、20ヘクタールの水稻と麦の専業農家。農業災害補償制度は、戦後、昭和22年の食糧難の時に食糧増産あるいは安定供給を目的として制定され、一部改正されたものの現在に至っている。また、昭和45年から始まった米の生産調整が、30数年間制度的に行われている。現在、私は45パーセントの生産調整率である。平成7年度からはミニマム・アクセス米が輸入され、食糧管理制度が食糧法になり、直接統制から間接統制に移行し、国の管理が不能になった今、規模拡大し自立経営を目指して自分の責任で経営を進めていく中で、現在の農業共済制度で、加入は自分達としては考慮せざるを得ない。仮に、5年あるいは10年、15年の無事故・無補償であっても、無

事戻し金があっても、掛金が一律では、努力してきたことが報われない。現行制度については、惰農奨励とも言われるという感じである。現在、品種改良、栽培技術の向上などで安定生産につながっており、また、制定された当時と現在では食料事情も大きく変わってきている。米の価格は想像以上に下落し、生産コストを下げる努力をして頑張っても、当然加入掛金では経費節減につながらない。護送船団方式では時代にそぐわない。農業共済団体の維持を考えた場合は、当然加入しか考えられず、保険方式は分母を大きくしないと制度が維持できないから当然加入になる。これは分かるが、規模拡大し、コスト低減を行っていこうとする者にとっては、無駄な経費となる。私の意見としては、当然加入ではなく、あくまでも任意選択制を望む。

久保田 経営内容は、和牛繁殖牛40頭、水稻200アール、麦500アールの作付けを行っている。特に、畜産農家は、口蹄疫、BSEで非常に子牛の価格も安くなっており、家畜共済の掛金が非常に高いと思う。私は、40頭で53万5千円、胎児を含めて1頭当たり1万3千3百円となっており、非常に経営の中できつい部分になっている。家畜共済の繁殖の場合、平成12年度に導入された事故除外方式で、5つの方法から選ぶことができるが、それなりの不満があるので、従来方式で加入している。個々の農家の事故率、治療費に応じた掛金の設定をした方が、個々の農家の努力につながり、掛金が安くなるのではないかと思う。和牛繁殖の場合、妊娠後期の流産が非常に多い。現在は240日からしか認めていないが、できれば210日位で共済に加入できるように願います。胎児の補償金が、現在4万8千円となっているが、非常に安いと思う。和牛繁殖の場合は、特に子牛生産の経営になっているので、子牛の事故、特にアカバネ病とか一時の法定伝染病が流行った場合、非常に流産する度合いが多いので、是非、子牛の胎児の補償価格を上げてもらいたい。

瀧口 現場で診療している中で感じる掛金の不公平感と事故低減等に関して要望する。家畜共済制度は、欧米等に見られず日本の酪農場や診療所の経営に貢献してきたことは間違いないことと思う。しかし、近年の畜産を取り巻く状況は、非常に厳しいものがあり、農家戸数の減少や飼養頭羽数の減少は、予想を上回って進んでる。このような状況に対応すべく農家の規模拡大、多頭化が進んでいるのが現状である。このような中で、現行の家畜共済制度は、対応に無理が生じているように思われる。福岡県では、90パーセント以上の乳牛が、危険段階別掛金率の下での加入と聞いており、確かに農家の掛金に対する不公平感はかなり解消されているように思う。しかし、一部の地域で農家戸数が少ないため、それらの恩恵を受けられない地域があることも事実である。また、診療所の運営から見ると、大規模農場ほど掛金を少なくする傾向があり、小規模農家の方が掛金が大きく、診療所の運営に対しては、貢献するという不公平感も生まれてきている。一方で、大規模農場は、経営上、予防診療の方へ移行しているため、管理獣医師と契約することが、近年多くなってきている。これらの理由で、共済から逆に離れていく

可能性もあるのではないかと危惧している。また、事故多発農家の事故低減意識がなかなか進んでいない中、組合の区域を超えた危険段階別共済掛金率の設定など色々な手法が考えられているが、これは非常に期待している。事故低減の観点からすると、生産獣医療を進めなければいけないが、現在の診療所経営が、診療行為に収入の大半を依存しているため、事故を減少させた結果が、共済掛金の減少を招き、ひいては掛金率の病傷部分の技術料が少なくなり、診療所の経営を悪化させてきているのが現実である。農家においても、現在の厳しい状況の中で、これ以上の掛金の増額は難しいと思う。保険の概念からすると、事故に対しての補てんということにはなるが、農家の生き残りのための規模拡大や、生産性の向上の追求が、現在の事故の増加を招いていると思う。共済制度がそれらの状況に貢献するには、病傷診療給付基準の中で、経営や飼養管理指導などを考慮してもらえないか。それによって、今一步農家の経営改善につながるのではないかと思う。特損について、その趣旨は十分理解でき、非常に今まで畜産に貢献してきたと思う。ただし、今後は、地域のニーズあるいは環境に即した展開ができるようにしてもらえれば、より事業の発展、健全化に役立つと思う。例えば、現在の状況では、群単位の管理が畜産では進んできて、群管理で個体のモニタリングを行った方が、より効率的ではないか。実際、当県酪連でもモデル農家等事業を設定して、関係機関や団体、診療所、獣医等と連携を保って、現場密着型の指導を今行っている。具体的には、個体検査というよりも、バルク乳の検査や代謝プロファイルテストを群で考えるということであり、牛群検定成績等も活用している。これらを、今後、特損の中に入れると、結果的には、効率的な損害防止事業ができるのではないか。

中野 米9ヘクタール、麦14ヘクタール、大豆5ヘクタール栽培している。農業共済制度は、農業・農家の経営安定に大きな役割を果たしている。災害時においては、農家の収入補てん、地域農業の発展に欠かせない制度であり、大変有り難く思っている。その中で、農災制度は、農家にとって馴染みにくい用語、制度内容等複雑なものになっており、それを簡単にできないか。引受方式が、一筆方式、半相殺方式、全相殺方式、災害収入方式、米、麦、大豆等と異なった方式であるため、それらを統一したものにできないか。また、米、麦に関して、篩目の問題もあり、市場流通しないものも農業共済では収量とみなされ、共済の対象とならないために、農家にとって不利な面もあり、その改正をお願いする。佐賀県においては、転作が拡大され、13年度の大豆の転作が8,390ヘクタールになっていることを伺い、農業共済の引受率も56パーセントとなっているが、足切割合は、半相殺方式と同じ8割で、農作物共済のような一筆全損特例がない。大豆作付けは98パーセントが水田の大豆であり、特に、ブロックローテーションを行っている関係で、1団地が100ヘクタール以上の大豆が作付けされている団地もあり、その年に、農家によっては、全部、大豆を作付けすることもある。その中で、無事戻しの制度があるが、大豆においては、その制度を活用できない不利な農家もある

ので、その点の検討も願います。平成11年に、新農業基本法が制定され、その基本理念の中に、食料の安定供給、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興ということが謳われている。この政策を実現するため、農家としても日々努力しているものの、農作物は自然災害を受けやすく、本県では、水田裏作の麦、水田の大豆の収量、収入は年ごとに大変不安定である。農家が再生産できる形の今後の農災制度の充実を願います。

光安 水稲、麦、野菜、施設園芸を合わせた複合の専業農家。水稲が5ヘクタール、麦が3.5ヘクタール、野菜が4ヘクタール、施設園芸が600坪で、園芸施設は、鉄骨、硬質ビニールハウス。農業共済制度は必要と思っている。これまで、私の経営に大きく貢献してきており、制度の拡充を願います。施設園芸については、平成3年の台風17号、19号により、多大な被害を受け、また、平成8年の雹害により被覆材、二層カーテン等も相当な被害を受けた。その中で、壊れた資材の処理に困っている。労力もかかり、経費も多額になるので、是非、これを実行していただきたい。それから、掛金国庫負担の限度額について、最近の園芸施設は、担い手、後継者は共同化も図っており、大型化している。5,000万円を超える施設も相当散見されるので、共済制度は限度額が4,000万円と聞いているが、この枠を外していただきたいと思う。それができなければ、この限度額の引上げを願います。大型ハウスは、台風などで大きな被害にあうと収入が減少し、その作物についての補償はほとんどない。崩れた資材、被覆物の処理にも多額の経費が必要となる。また、施設を再建築するにも現在の園芸施設共済制度では、減価償却費を差し引くので、時価補償となっている。私としては、施設を建てて5年目に台風被害、それから5年目に雹害を受けており、10年の間に、共済金から全経費を引くと5割以上の出費をしている。大型被害があると、経営に非常な無理を来すので、何とかこの点の補償の充実を願います。さらに、水稲と麦を作っており、高校を卒業して農業をしているが、水稲で共済金を受けたのは、平成3年の台風の時だけである。その中で、現在の補償方式について、色々な考え方があると思うが、大型化、面積の大きいところに対して、何らかの対応を考えることを前向きに考えていかないと、どうしても自由加入方式の選択制を皆が要望すると思うので、この点についても、よろしく願います。また、麦については、結構被害が出ているので、共済はどうしても必要と思っているので、よろしく願います。

村岡 全農福岡県本部で農産振興を主に担当している。今日は二つ程意見を述べさせていただきます。まず、一つは、補償割合の選択で、現行の引受方式は、一筆方式、半相殺方式、全相殺方式、災害収入共済方式があるが、一筆方式の割合について意見を申し上げます。一筆方式で、水稲の場合3割足切りとなっているが、光安さんの意見にもあったが、ほとんど水稲の場合にはかからない。最近の例では、平成3年の台風17号、19号、平成5年の異常気象の時、それから、平成11年の台風は、晩生の品種だけがかか

ったが、そのような例がある位で、なかなか一般の方は、水稻で3割も減らないという意見の方が結構いる。また、出たとしても補償金額も小さい。そう捉えている農家も結構いるのではないかと思う。今、選択の幅を広げるために補償割合の引下げ等の検討もされているが、逆に、1割とか2割に足切りを下げるような検討もしていただき選択の幅を広げる。それによって、加入される方も増えるのではないかと思うので、検討をお願いする。もう一点、麦の災害収入共済方式の損害評価の取りまとめの区分について、試行的にされていると言われたが、本県の麦について、説明すると、本県は、佐賀県と同じように全国でも有数の麦作県である。面積が大きいので、営農形態としては、大規模な農家が受託して10ヘクタール、20ヘクタール作るとか、営農組合とか機械利用組合、このような組織化された集団がまとまって作っていくという営農形態である。作業の平準化の問題、麦の場合はバラであるので、JAのカントリーエレベーター等に出荷することがほとんどであるが、カントリーエレベーターの側から、入庫が一時期に集中することは非常に困るという問題、また、調製の問題もある。そのため、小麦、大麦をバランス良く、麦種ごとにうまく作付けをやることの誘導も進めている。それを踏まえ、麦種ごとに、大麦はよかったが小麦は少し悪かったというように作況が違った場合に、補償額が結果的に小さくなるということも考えられると思う。また、平成12年産から民間流通制度が麦は採用されているが、需給のミスマッチで、品種間のミスマッチもあるが、麦種間、小麦、大麦のミスマッチは、実需の方からもこれをかなり是正するように強く言われている。本県としても、小麦から大麦にかなりシフトするように作付誘導等を、行政機関と関係機関が一緒になって進めているところである。それを踏まえ、現場でも、大麦に作付けの転換を進めているので、麦種間で区分を細分化していただきたいと考えている。

山下 乳牛が22頭、水稻を1.5ヘクタールほど作付けしている。集落の中では、農業共済の班長もしている。農業共済新聞の6月4週号の制度改正の検討課題を読んで感じたことを意見として申し上げる。1番目は、水稻の補償割合の農家選択の拡大についてである、私の地域では、一筆方式しか実施していないが、区画整理、耕地整理等が進み、ほとんどが広区画の水田になっている。共済組合等の無人ヘリ等の防除システム等も整い、なかなか大きな災害も出ず、共済金をもらうことが少なくなっている。その中で、私は、農業共済制度は非常に必要であるという認識でいる。今朝の新聞に出ていたが、農家に対しての色々な要求が高まってくる。しかし、米余りの現状の中で、転作面積の拡大が今また検討されている。そして、転作の在り方も見直しが迫られてきている。その中で、共済制度の中での補償割合の農家選択の拡大が検討されているが、補償の充実が図られるよう改善していただきたい。具体的には、2割減収からの被害が多いということで、2割減収からの補償も検討していただきたい。2番目は、家畜共済についてである。一昨年の口蹄疫、昨年9月のBSEで、畜産農家にとっては、自分たちの力で

は防ぎきれない病気が発生し、近年、貿易が自由に行われている中で、心配する状況になってきている。また、韓国で今年新たに口蹄疫が発生して、豚に限らず乳牛までも感染して、何時何が起こるかわからない災害を心配する中で、畜産経営を続けている。口蹄疫、BSEが出た中で、共済組合をはじめ、色々な機関に大変お世話になり、また、各指導機関、初めての対応ということで、大変なパニックの中でそれぞれが役割を担っていただいたが、その中で、共済組合が色々取り組んでいただいたことを畜産農家として、大変感謝申し上げます。家畜共済については、最近、大規模畜産農家を対象にした制度の感じがする。宮崎県は繁殖畜産農家が多い県で、大規模農家もそれなりに増えているが、現状を見ると、奥さんが一人で飼われている5、6頭から10頭そこそこの畜産農家が大多数である。また、そのような農家が、地域の農村を支えていく大きな役割も担っている。その中で、農業共済の診療所の管理指導、個人の飼養管理の努力などにより、事故は少なくなってきたと思うが、不慮の事故を考える時に、家畜共済は必要不可欠と考えている農家がほとんどである。その中で、小規模の農家が不利にならないよう色々対策を講じていただきたい。小規模農家で2、3頭の死亡事故があると、経営維持が大変厳しくなり、また、同様に、繁殖牛の胎児、子牛の補償が親牛の2割の補償にしかっていない。現状からみて大変低いという意見等も出ているので、子牛等の補償についても改善をお願いします。3番目は、水稻の当然加入制度について、任意加入との意見を述べた方もいるが、水稻の当然加入制度は必要である。制度を維持するためには、当然加入制度は必要であり、規制緩和等の考えで加入を自由にした場合、被害を受けない農家は止めていき、掛金も残った農家で掛けることで、大変高くなっていく。それでは、共同という仕組み、組合という仕組みの中での色々な問題等も難しくなってくると思う。制度の加入を、幅広く進めていただきたいと思う。

5．検討会委員と意見表明者の意見交換等

座長 委員から質問等を行います。

座長代理 井田さんへお聞きしたい。現在の共済制度は農家に役に立たないとの意見を持つ方は、世の中にたくさんいると思う。それでは、役に立つものとは何であると考えなのか。例えば、被害の実態に応じた掛金になれば、役に立つという考えか。それとも、価格変動が大変なので、災害対策はそれほど必要ないということか。

井田 仮に、5年ないし15年間、無事故、無補償であっても、無事戻しは一律で、掛金も一律である。このため、コストを下げるためには、そのような不必要なものは要らない。したがって、掛金率の修正が必要である。極端に言えば、メニューを増やすかどうかの検討を進めてほしいと思う。共済制度そのものは、農家で作った組合であるため、認める。しかし、今から規模拡大して残っていこうとする中で、旧態依然の料率には、不平不満が出てくる。

座長代理 検討会でも、料率の個別化をどこまでできるか検討しているところである。

座長 他の方は、井田さんの意見についてどう考えるか。

山下 その考え方も一理あると思う。国際化の中で価格競争して行く中では、どうしてもコストを引き下げなければならない。大規模経営になればなるほどそのような考え方が中心になることは、大事なことと思う。地域を考える場合に、大型農家が育成されていくことも必要と思う。しかし、地域を見ると、地域の農村集落を支える農家群が、1、2の大型農家だけではない。小さい規模の中での農家育成、そして地域を活性化していくためには、ある程度のそのような農家集団を育成していく上で、そこには平等的な制度が必要ではないか。

中野 新しい方向の中で、共済制度に加入する場合の面積問題等があるが、我々は集落営農、地域の中で30戸から60戸の集落の中で農家経営をしているので、面積が大きくなればそれで良いのではなく、小さい農家も今までの農業の振興に努力されているので、規模だけ大きくした加入ではなく、農家であれば平等に共済制度に加入できる方が今後とも良いのではないかと思う。

光安 基本的には、現在の農災の制度は必要であると思っている。今後、大型化あるいは担い手育成という観点から考えると、例えば、現在の補償方式が3割以上であるものを若干下げるとか、掛金の割合を面積に応じて段階を付けるとか、対処できることがあれば、前向きに検討していただきたい。

久保田 私も現行制度に賛成である。その中で、個々の農家の努力、そういう面の充実を。それぞれに努力して無事故で掛金が安くなれば、農家の負担も軽くなる。また、災害の時、補償は必要と思うが、その中で、経営的には大規模農家の事故率に対する補償割合を検討して、制度の充実が図られれば良いと思う。

村岡 私も農業団体で、大規模の方、いわゆる集団の方、飯米農家の方に話を伺う時に、営農の形態が違えば、当然、考え方も違うと思う。井田さんのように大規模な方は、1円、2円でも、コストの問題は非常に大きな問題であると理解する。井田さんが言われたように、今のメニューをあまりたくさんにすると分からなくなるというものもあるかも知れないが、真剣にコストを下げるという農家もかなりいるので、大規模や長い間まったく共済金をもらわなかったとか勘案して、それで上手く回るかどうかは分からないが、メニューを増やし、色々な選択を農家ができる。今回はそのようにしていただき、共済制度は、守っていかねばいけないと考えている。

座長 井田さんは共済制度を無くすべきと言われているのか。

井田 昨年11月から検討されているが、保険方式はかなり言葉が出てきているが、これにもう一つ、積立方式をもう少し考えていただきたい。もっとも、そうすると農家の手取りは限られるが、実質的に自分が積んだものについては、ある程度機能していく。保険方式だけではなく積立方式も深く検討していただきたい。

座長代理 井田さんから積立方式という話が出たが、光安さんが言われた園芸施設の新価保険について、これは、国庫負担のある制度として、時価を超えるというのは難しいが、それに積立ての要素を入れ、国庫負担が無い分だけ掛金は高くなるが、それを入れたらどうかという話が、検討会の中で委員の中から出ている。例えば、新価保険の部分は、掛金率が倍になる前提で考えた場合に意味があると思うか。

光安 私は、前向きに考えていただいて良いと思う。台風の5年前に硬質ビニールを張り、10年間で2度の災害を受け、台風17号、19号で、本体は、天窓だけしか被害が無かったが、中の施設はほとんど被害を受け、雹についても、噴霧施設まで被害を受けた。硬質ビニール施設を10年間で建て替えたとすると、例えば、坪1万円掛ければ600万円掛かる。総額から共済金を引くと、10年間の業者が保証した減価償却期間で、5割の自己出費をしている。例えば、自分の家に災害が12年間来なければ、12年間は持てているのではないかと思う。当然、災害があれば内作物は穫れず、所得も大幅に減少し、その上に施設の再建という二重負担することとなる。積立方式について、その分の国庫補助が無くても、ある程度自分の出費が無くなるので、そのような方向で、選択方式で考えてもらえれば良いと思う。

座長代理 畜産関係について、山下さんから、最近の制度は、大規模農家に視点を当てているという話があったが、私は、家畜共済はスタートした時から、一頭飼いきの制度であると思う。なかなか大規模農家がうまく馴染めないで、大規模農家向けに改正してきているという印象を持っている。瀧口さんから、大規模農家が掛金が安く、小規模農家が診療所の運営に貢献しているという話があったが、何か小規模が割を食うことがあるのか。

瀧口 嘱託及び農業共済の診療所の場合は、診療所の運営費をほとんど嘱託料という格好でいただくが、その嘱託料の原資は農家の掛金である。その場合に、いわゆる大規模農家は、高額になりすぎるため、なるべく掛金が低い方にもっていく。しかし、診療所側からすると、全体頭数が多く病気の発生等が多いので、診療所の負担は大きくなっている。したがって、診療所の負担比率は大きくなっているが、診療所の貢献度という掛金という点では少なくなっている。その辺で農家間の不公平感が出始めているような気がする。

山下 私の友人は、都城で豚を6万頭、牛を6千頭飼っており、4年位前に共済に入り、共済に色々な相談に乗っていただき大変感謝している。しかし、地域の農業形態を考えた場合に、私は、小さい農家、例えば、5頭未満の農家を切り捨てる制度にならないように、その点を検討していただきたい。例えば、和牛は、子牛・胎児の保険があるが、その中で、例えば、60万円の母牛であれば、胎児はその2割しか補償がされない。少し補償金が低いのではないかという話も聞くので、地域の農業を支えていく、そのような農家にも目を向け、大規模農家中心ではない政策を確立し、方向として目を向けてい

ただきたい。

座長代理 大規模農家にとって、入りにくい制度であるというようなことが、まだあるのではないかという気がする。もちろん小規模農家を切り捨てるような改正にはいかないと思う。

森田委員 井田さんの場合、確かに、規模拡大、コスト削減というのは、当然狙わなければならないことであり、そのため、任意加入にしてほしいということであろうが、私は、大きければ大きいほど、自然災害は避けることのできない現実があるのではないか。我々に想像もできないような災害は、何時もやってきている。それを考えると、農業共済は必要であるという思いはないか。現代の日本農業は、井田さんの言われるようなことが求められているのではないかと思う。コスト削減や大規模化を進めている。それは、私たちもわからないわけではない。これは必要であると思う。しかし、現実の日本農業の姿から見て、集落でやっている米作りにしても、集落農業が無ければ成り立たないというのが現実である。このような中において、共済への加入は任意で良いという考えか。久保田さんの話は、私は良くわかるが、豚も改正したら大変引受が伸びた経緯がある。それから見ると、久保田さんが言う7か月齢にすると、240日との1か月前後の間で、大きな差があると実感しているか。滝口さんの意見はそのとおりであると思う。中野さんは、用語のことを指摘しているが、確かに、半相殺方式、全相殺方式、一筆方式、災害収入共済方式とかの用語は難しい。大きな被害があって、新聞で広報しようと思い記者を呼んで話しても、記者にその意味がわからない。あまりにも用語と仕組みが難しい。光安さんの意見は、私もそう思うが、任意共済の建物でも後片付け費用を対象にしている。確かに、被害の後片付け費用は何らかの形で見た方が良い。私も、特に九州などは台風の常連地帯であるため、施設の取片付け費用や新価特約が必要であると考えている。さらに、共済掛金国庫負担の共済金額の限度について、今日、施設が非常に大型化しているということは良く分かる。しかし、際限なく国費を使うのはいささかの感じがする。村岡さんの選択の幅を広げるべきという意見は結構と思う。足切り3割を下げるなら、上げるものも含めて選択肢を広くして選ばせれば良いと思う。麦の災害収入共済方式については、九州では大分だけで実施しているが、13年産については、災害収入共済方式により相当の共済金が支払われた。これにより災害収入共済方式は受けると思い、14年産を期待しているが、災害収入共済方式は農家に喜ばれるのではないか。私は、災害収入共済方式も各県それぞれ取り組んでほしい。その時に、13年産1回だけの実績ですが、類区分にしてほしい。裸麦と小麦を作っていれば、作期も違うなどから、類区分にしてくれないかという人が何人かおり、私も制度検討会で、類区分について意見を述べている。山下さんが言われた、米について、2割減収と3割減収は微妙なところがあるので、2割足切りにすべきではないかという点については、難しいところがあるのではないかと思う。それにしても、大規模農家という議論が、今、私達も必要以上に聞

いており、日本全体から見ると意欲ある大規模農家への対応を急いでいるが、私は、小規模農家が不利にならないような仕組みを、充分考えなければならないのではないかと
思う。いきなり大規模農家と言っても、それは無理ではないか。日本農業の移行期の経過措置の一環ではないかと思う。40頭も50頭も和牛を飼う人へは、今の農業の現状からして、いきなり持つてはいけない。今ある小規模農家で、10頭とか5頭とかを飼養しながら、経営の中で頭数を増やしていくことを考えなければならないのではないかと考える。

井田 白か黒かと言われれば、任意ということになる。座長代理の意見に答えたように、掛金率について改めていただきたい。当然加入の場合には、ある程度メニューを増やしていただきたい。

久保田 210日と240日の差は、種付証明書が無い場合は、8か月になっても体毛が無い場合はかからないことになっている。受精卵移植が、現在の和牛の中に入っており、その前後が非常に流産が多い。和牛繁殖農家は、子牛生産が経営の柱であるので、是非それをみていただきたいと思う。熊本には家畜診療所が無い中で、私どもにとって、掛金は大変経営に響いている。開業医は、共済組合に行って共済の残額を調べて、その範囲で共済をどんどん使う開業医がいる。それによって、我々の掛金が高くなっているのが現状である。

中野 共済の用語について、複雑であるということを示し上げたが、保険制度ということで、やむを得ない点もあるかとは思ふ。しかし、地域の中で、この制度を、それぞれの農家の方に理解していただく場合に、生産組合の役員と共済制度の地域での役員があるが、その人達にわかり易いものにしてほしいと思う。農家個々が共済連絡員等をやる場合があるので、できるだけやさしい用語であってほしいというのが、率直な意見である。

光安 後片付けの件で、特にガラス室等については、ガラスが割れると、中の泥を入れ替え、周辺に散乱した場合は捨てることとなる。現在、建てる場合に、若干、空き地を作るとかの対策を考えなければならない現状にある。後片付けについては、是非とも取り組みをお願いしたい。私達も、施設園芸については金額が嵩むため、施設について、何とか出費が無くて済むような形をお願いしたいと思う。

村岡 麦の災害収入共済方式は、なかなか良い制度であると思っていた。是非とも、類を細分化していただきたい。森田委員が言われたように、大麦、裸麦、小麦には違いがある。

井田 小麦の場合、規格外Aまで収量としてみられるが、規格外は単価が下がるので、規格外を外してもらいたい。麦については、ここに一つのネックがある。大麦になると来年度から飼料用麦が無くなってくるので、その辺も検討していただきたい。

中野 麦に関して、市場流通されているものが2.5ミリ以上で、2ミリから2.5ミリ

が災害として認められない。その分だけ農家の収入にならないという現実があるので、その点の補償をしていただきたいと思う。

戸川委員 いくつかの意見は、既に改善の方向で検討されているものもあると思う。また、井田さんの言われたことは、何を補てんの対象とすべきかという難しい問題があるが、実質的に経済的な損失を被るものは、できるだけ補てんの対象として行くのが、この制度の基本的な考え方ではないかと思う。井田さんの話で、基本的な問題と思うのは、当然加入制をどうするという問題ではなく、情農奨励になっているのではないかという話である。これは、大変素直な考えと思う。おそらく、技術が進んでいる農家、自信のある農家は、皆さんそのような気持ちがあるのではないか。自分はきちんと肥培管理をしている、あまり一所懸命やっていない人に限って、共済金を貰っているのではないかという気持ちがある、なかなか拭えないものがあるのか。その中で、当然加入制だから、何か色々抵抗があるのではないかという感じがする。農業共済の場合、特に作物の減収等の場合には、やはり、栽培とかの技術の裏腹との関連があるため、明らかにやらなければならない肥培管理をしないで減収したものは対象としないという制度の基本的な仕組みにはなっているが、なかなか難しい点もある。そういうものは対象にしないことになっているが、どうしても、技術の裏腹の関係があるため、微妙なところでは割り切れない気持ちがあるのではないか。制度的に情農奨励にならないような印象を与えないようにする努力は、損害評価の面で、実施団体としては、もっと努力しなくてはならないということが大事な問題と思う。あわせて、それをある程度補うような意味で無事戻しとかがある。共済金を貰う農家は無事戻しは出ない。無事戻しが平等に出るから不公平という話もあったが、共済金を貰えば無事戻しは無いし、貰い方によって、無事戻し金の差も付くことにはなっている。ただし、同じように事故が無くても、同じような額しか無事戻ししないということが不満ということになると、これは負担した掛金が同じかどうか問題になる。これも、その農家の被害程度、危険程度に応じて掛金率もある程度差を付けることができる仕組みが今の制度にもあるが、なかなか十分対応できていない面がある。今の制度でも、井田さんの不満、疑問に答えるようなことは、私は、ある程度できる余地はあるのではないか。その他の運用面でも努力する余地があると思っている。選択制の問題も、需要にあった形にもう少しする努力、これは、今度の検討でも一つの議題になっており、そのような努力をしようという考え方になっている。その上で、当然加入制のことも考えていただけると有り難い。初めから当然加入制が良くて、これは変えられないという前提で、必ずしも私どももは思っているわけではないが、色々考えると、やはり、制度をある程度、比較的低コストで運営するには、当然加入制が良いのではないかと思うので、それに対する疑問、不満が無くなるような努力を、もう少ししてみたいので、御理解をいただければ有り難いと思う。

井田 特に米関係は、終戦後、かなり無理して開田されてきた。全国的に見た場合、東

北地方に見られるようであるが、そこは必ず冷害か何かで収量が全体的に穫れないところに植えて、共済金を貰った方が良いという意見を聞いている。また、向こうから言わせると九州は台風でやられるといった不平不満がある。本当に無理というところに植えて、共済金を貰った方が良いというところもある。そこで、海野座長代理が言われた料率の個別化を検討していただきたいと強く思う。自分たちで要望して作っていただいた共済組合であるためそれは分かるが、料率の個別化について、担い手あるいは規模を拡大させて行く中で、生き残りの農家の意見を、こうした場で聞いていただきたいと思う。

戸川委員 瀧口さんが言われた家畜の掛金率が高くなる。これは、言われたように、規模拡大、生産性向上で相当無理な飼育をして、家畜を相当不健康にしているため、事故が多くなり掛金が高くなるというのは、確かにそのとおりと思う。負担が限界に来ている。病傷給付基準について、給付基準を拡大、充実させてはいかがかということも、もっと農家に自己責任を持たせるという意味なのか、逆に、もっと給付基準を上げてたくさん払うようにしなさいということなのか。そうすると、もっと掛金率は上がってしまう。掛金が限界に来ているから給付基準の充実という意味は少しわからない。特損の関係で、今までと違う形でという話もあったが、少し視点を変えたものにもっと力を入れるという方向に行くべきという意味と思うが、これは、もう少し農家に自己責任を持たせるという意味か。

瀧口 最初の大規模農家ほど掛金負担が大きいという話、技術点数がどうこうという話は、大規模農家ほど掛金の付保割合を下げて、掛金の総額でやろうとする。付保割合を下げることによって、掛金の支払額からもってくる。100万円払うなら、規模、頭数が増えても100万円、結果的に付保割合を下げる。このようなことをする方が増えてきている。その時に何故かという話を農家とするが、規模拡大したところは、いわゆる予防にいくので、結果的に事故を減らすような方向に持っていく。その時に、自分でやれば良いが、やれない面は、今の段階ではコンサルタントに頼んでいる。その結果、そのようなものが進むと、全部自分でやれるように管理獣医師が入ってくる。それでは、共済は要らないのではないか。全部自己責任でやれますというように進みつつある農家もいる。私どもは、共済制度は、欧米にも無い日本型の非常に良い制度と思うが、大規模化への対応は、メニューを色々変えて、指導面も共済の診療給付基準で取れるようにすると、掛金が多少高くなっても指導も受けられる。そのようなことは採れないか。

戸川委員 保険の給付基準を上げるのではなく、飼養管理とか何かの指導をもう少しきちんとやれという意味か。

瀧口 今の共済の診療所の診療基準があるが、その中には、いわゆる通常の疾病の治療分しかない。そこに、指導的な部分を共済で賄えますということにしていきたい。

戸川委員 疾病に対して、手当、治療などの診療給付を補てんするだけではなく、予防的な指導料ではないが、それを保険の給付対象にという意味か。そうすれば、未然防止

になり、事故率も下がり、掛金も下がるのではないかという損害防止指導、飼養管理指導についても、保険でカバーしたらどうかという意見か。

瀧口 そうである。

座長代理 今、大豆は、農林水産省が一所懸命になっている。この共済事業についても、大豆共済は、できれば充実したいという空気は一般にあるが、大豆は、被害が大きいため、何でも充実すれば掛金は高くなる。掛金率が何パーセント位までなら、充実した方が良いとお考えか。一般に10%を超えると、そのような掛金は払えないという話が、よく出てくる。

中野 今のところ農家が、大豆に関しては自由に保険に加入できるが、転作でブロックローテーションをしている関係上、全部の水田を大豆栽培にする農家がいくらか近年出てきている。その中で、無事戻しの制度から外れることがあるので、その点で、大豆共済に関して、まだ農家として少々不安なところがある。県内においては、加入者は、結構伸びているが、50%位で止まっているのが現状である。

座長代理 誤解の無いように申し上げますと、井田さんの話にあった東北での戦後開田、これは終戦直後1945年から55年にかけて、ともかく食糧増産するため、政策的に北海道、東北で被害率の高いところは、北海道、東北だけに掛金を持たしたのでは開田が進まないから、全部にならずことをした。これは、昭和30年代に入ってほとんどなくなり、昭和38年に全部、共済掛金率は、組合別の被害率で算定することになり、その後は、決して冷害の多いところの料率を被っていることはない。料率が不公平というのは、あくまでも、その地域の中の被害の大きい農家と小さい農家の間の不公平の問題である。

座長 今までのところで、傍聴者の中で、意見がある方は発言していただきたい。

保坂(筑後川流域農業共済組合) 補償割合、付保割合あるいは足切割合が出ているが、3割足切りが、一番、私どもの現場ではネックになっている。特に、水稻共済の一筆方式は相当の不評で、3割足切りは少しひどいと思う。果樹共済も半相殺方式の3割足切りは少し保険の意味がない。3割というのは、相当の被害が出てほとんど収益がない状態で、保険が出るか出ないかということになる。最低でも、2割足切り8割補償に全ての保険を持っていていただきたい。あるいは、選択制であれば、自分が選べば本人の責任であるため構わないので、選択制で検討を進めていただきたいと思う。

座長 その問題は、海野座長代理が言われた掛金が増えても良いかということと関わってくるが、その辺はどうか。

保坂(筑後川流域農業共済組合) 掛金は、当然、保険が回るために必要であり、上がっても給付が増える。金額被害率で、掛金は決まるものであるため、高い低いは何を基準にするか相対的なものである。これをあまり気にすると何もできないので、あくまでも保険設計上、金額被害率をどうするかに集約できると思う。ここで考えることではな

いと思う。

座長 今の7割補償の問題について、掛金が増えても良い、保険設計ができるようにという話があるが、これについてどうか。

井田 2割位までは、私達は被害とみていない。4割位になると被害を受けたとを感じる。その位までは自立していく力を養わないと、とても今からの競争の中、4割位で良いのではないかと考える。

久保田 私の場合は、2割方式としていただきたいと思う。その中で、節目の問題。現状は1.8ミリのものが71パーセントも市場に乗っており、これは1.8ミリにする必要があると思う。

光安 私も、2割方式は前向きに検討をお願いしたいと思う。その前提として、自動車保険のように、共済金を受け取っている場合は、その分について、掛金率が高くなるとか、時代にあった一律でないやり方も、今後、農業共済内部で検討していく必要があるのではないかと考える。今までの共済金を貰った実績、事故率、それを含めて、天災と個人の技術でなったものは、自ずからわかる。自分の技術とか自分のやることを放棄して作っているのは、実際に、圃場を見ればわかるので、その辺についても、前向きにメニューを増やす形に持っていけば、充実するのではないかと考える。

山下 私もいわゆる8割補償である。家畜も8割補償になっているので、できれば同じ補償の仕方という思いである。

中野 作物としては、米、麦、大豆があるが、それぞれが違うので、わかりやすい方法で、同じ割合が一番良いのではないかと考える。

座長 3割を2割にということはどうか。

中野 掛金と合っていれば良いと思う。掛金を高くすれば補償が高くなることも良いのではないかと考える。小規模の農家、大規模の農家、それぞれで選択ができるので、これからの農業経営を続けて行く中でも、地域の営農体型をまとめて行く中にも、それぞれが選択できれば平等になって行くのではないかと考える。金銭的には違うが、精神的な面で平等になって行くのではないかと考える。

座長 福岡県農業共済組合連合会参事、今まで聞いていて何か意見はないか。

原田(福岡県農業共済組合連合会) 今の引受割合の関係で、私も水稻を作っているが、20数年間被害が無い状況である。掛金率の問題とか、引受割合等についても、ある程度選択制にする、その辺も含めた形で良いのではないかと考えるという考え方は持っている。

井田 今出ている2割、3割の件は、私の単収は450キロであるが、自己申告で、30キロ、10キロでも良いのではないかと考える。組合の賦課金は納めるが、自己申告で450キロを10キロとしても良いのではないかと考えるということを、私は以前から申し上げてきた。それは上に伝えておきますと言っていたが、今ようやくこの問題が討議されている。

森田委員 井田さん、430キロしか獲らないということは無いのではないかと考える。

井田 430キロではなく、30キロ、10キロとしても良い。最終的に、任意加入選択制で良いのではないかということになる。

森田委員 原田さん、何十年もやっていて、米の共済金を一回も貰ったことが無いというのは本当か。

原田（福岡県農業共済組合連合会） 今まで貰ったことはない。足割割合の特例も農家個々に適用できるような方法がないか提案したいと思っている。

古川（佐賀県農業共済組合連合会） 麦の類区分について災害収入共済方式で出てきているが、本県の水稻は、8月上旬から11月中旬位まで収穫期間がある。水稻一本の引受になっているため、麦も大麦、小麦、裸麦など8類までであるが、水稻についてもこれだけ収穫期間が長く、非常に品種間の特性も変わっているため、引受けについて、類区分を設けることができないかどうか検討いただきたい。

山根（長崎県農業経済課） 果樹共済の全相殺方式、災害収入共済方式の地域指定の撤廃が検討されているが、一応、加入率向上などが見込めるということで検討されていると資料には書いてあるが、果樹経営安定対策との絡みはどう考えているか。

柴田保険監理官 果樹経営安定対策は、価格下落のための対策である。需給調整を行った上で、なお価格が下落した場合の対策として、去年からスタートした制度である。一方、果樹共済はそれより先行して行っている。この関係については、収量方式の果樹共済については、果樹経営安定対策との重複関係はなく、収量が減少した時には、共済金が出て、価格が下落した時には、果樹経営安定対策から補てん金が出ることになっている。しかし、果樹の災害収入共済方式については、一部重複関係が発生することがある。今年から実際に支払が始まっているが、色々聞いてみると、重複が発生するところが若干ある。その場合、重複の調整は、財政的な考え方として、二重助成はまずいので、順番として、共済金を貰った方は、果樹経営安定対策の方は貰えないという整理になっている。ただし、貰えないと言っても、自分が積み立てた部分は貰える。2分の1助成で、二重助成はまずいので、今年の整理はそういう形にしている。ただし、二つの制度に入っているため、二つどうしても貰いたいとの御不満があるが、二重助成はまずいので、そこは何とも仕様が無い。もう一つの不満としては、果樹経営安定対策から貰う補てん金が多い場合に、例えば、共済金が50万円で、果樹経営安定対策が60万円の支払になると、何か損をしたというような御意見もある。これは、極めて希なケースであると聞いている。若干、御不満があるため、見直しを行おうとして、今、検討を進めている。その見直しの方法としてどのような形が良いのか。例えば、両方の金額を示して選択するとか、どちらか大きい方から差し引いて、残りの額をもう一つの方から出すとか、いくつかの手法があり、果樹担当の果樹花き課と、私どもの方で、今、調整している現状にある。

山根（長崎県農業経済課） 仮に、災害収入共済方式、全相殺方式の地域指定が撤廃さ

れ、災害収入共済方式に加入したいという農家の方が一杯いて、加入したいと言えば引き受けるが、それと果樹経営安定対策と農家は両方入ることになると思う。農協単位で果樹経営安定対策は全戸加入とか言っているところもある。そうなった時にどう対応していけば良いか、何時になるかわからないが、方針が決まって示していただき、それを農家に説明して、納得してもらえば良いということによろしいか。

柴田保険監理官 それぞれの制度のねらいというものがあるので、我々の気持ちとしては、一部重複する部分もあるが、それぞれ両方に入っていたくのが、一番農家の経営安定にとって良いのではないか。要するに価格の低下にも対応でき、収量の減にも対応できるということで、両方入っていたくのが良いと思っている。ただし、その重複部分については、見直しがあれば、それはすぐ連絡することになると思う。

山根（長崎県農業経済課） 実際、今年、長崎県で価格も下落し、災害による収入も下落で、5軒ほどの農家から、どちらかしか貰えないとは聞いていなかったという話で、かなり問合せがあるので、どうすれば良いか早めにお願ひする。

古賀（筑後地区農業共済組合） 大豆は、現況、全相殺方式と半相殺方式で引受けを行っている。今年度については、この二つの方式が混在化した中で引受けを行っている。現況を申し上げると、地域の座談会とか説明会、非常に農家に難しい説明を行わなければならない。それが本当に正しいのか。かえって混乱をきたすのではないのかという気持ちを持っている。今後、これは一年一年改善になって行くとは思いますが、現況は、全相殺方式なら全相殺方式で、一本で引受けをして行く方が合理的ではないかという気持ちを持っている。

柴田保険監理官 確かに大豆の全相殺方式と半相殺方式については、足切割合と補償割合が、同じ2割足切り8割補償になっている。水稻は、一筆方式、半相殺方式、全相殺方式と、引受方式が違くと補償水準が違ふことに対して、大豆は、引受方式が違っても補償水準が同じで、説明を農家にされる時に苦しいというのは、よく伺う話である。ただし、より合理的な方式として、どちらが優れているかは、全相殺方式の方が、農家の経営安定上優れているし、損害評価を行い易い方式としても優れている。制度導入の時の話を伺うと、財政負担の話もあり、水稻のように半相殺方式が2割なら全相殺方式は1割足切り9割補償ということは、なかなか難しかったと聞いている。農家への説明としては、全相殺方式を実施していくという方向で、よろしいのではないかと思う。

座長 最後に、意見表明者の方に、検討会の現段階の状況について、確認を少しさせていただき、それから、3人の委員に感想等を述べていただいで、終わりにしたいと思う。まず、大豆について、大豆の一筆方式を導入することについては、特に御異議が無いと考えて良いか。我々は大体そのような方向で検討してはどうかと申し上げたがどうか。良いですね。次は、大豆の品質低下については、共済で対応できない。これを対応してほしいという意見があるが、大豆作経営安定対策があるので、しばらくはその実績を見

る方向で仕様がないう感じであるがどうか。良いですね。それから、園芸施設の取片付け費用を追加することは、よろしいですね。4千万円の共済掛金国庫負担対象共済金額、これは上げてほしいということでもよろしいですね。

光安 予算の関係があると思うが、できるだけ限度額の引上げをお願いしたい。

座長 わかりました。家畜共済について、一つは、掛金負担の軽減の要望と不公平感について、組合の区域を超えた地域で危険段階別共済掛金率を設定することは、よろしいですね。共済金の支払について限度を設けることは、よろしいですね。事故除外方式のメニューを増やすことは、可能かどうか検討して行くこととしているが、よろしいですね。農作物共済について、引受方式について、一筆方式、半相殺方式、全相殺方式、麦の災害収入共済方式を農家が選択できるようにすることは、そのような方向でもよろしいですね。補償割合を引き下げることを選択肢の一つに入れるということで、よろしいですね。水稻の品質低下について、全相殺方式で、品位ごとの数量がきちんと把握できれば補償することを考えていますが、よろしいですね。篩目は、1.8ミリでもよろしいですね。麦の災害収入共済方式の類区分の導入についても、よろしいですね。当然加入制については、依然として、これはまとまらない。我々も困っている。この辺りかと思うがどうか。特にこのところで言うておきたいことがあれば、出していただきたいと思う。よろしいか。それでは、農林水産省から、特に補足することがあるか。

柴田保険監理官 井田さんをはじめ、料率についての御意見があり、海野座長代理からも料率の個別化という話があるが、危険段階別共済掛金率の実状について、説明させていただく。料率の定め方は、基本的には、組合ごとに過去20年間の被害率をベースにして算出する。その意味では、基本は組合で一律である。被害をたくさん出している農家も、出していない農家も一律の料率が適用される仕組みが以前はあった。しかし、それでは、農家間の不公平があるので、そのようなやり方はまずいという議論があり、昭和60年から、危険段階別共済掛金率として、被害を出している人、出さない人、それぞれに応じて、高い人は高い人なりの掛金率にする。ただし、データ処理の関係で、100人農家がいるからといって、100通りの料率は作れないので、組合平均は3パーセント位であっても、例えば5段階で、例えば1パーセント台、2パーセント台、3パーセント台、4パーセント台という区分、危険段階という段階を分けて、そこに、その人の過去20年間のデータを当てはめていくという制度を導入したところである。ただし、これは、法律での強制力が無く、組合の判断で実施することになっている。これを既に実施している組合もある一方で、引き続き昔と同じに一律としている組合もある。我々も困っており、今日も意見がたくさん出たが、公平性の議論からすると、やはり被害の実態に応じた料率が、当然現実的であり、危険段階別共済掛金率の導入をお願いしている。ただし、各組合の総会で、なかなか合意が得られないということもあり、導入されている組合が、残念ながら少ないという状況にある。水稻では、北海道、東北で相

当導入しており、一番高い料率と低い料率では10倍位の差、単純に言うと一番低い人は1%、一番高い人は10%位の掛金率を実施している組合もある。今日、九州各県の団体の方もいるが、農林水産省からは、不公平感の出ないような形で、料率の設定を行うよう指導を行っている。制度としてはでき上がっているが、団体の方にとっては、それを導入すると被害の低い人は当然下がるからよろしいが、逆に被害の高い人は、今までの掛金の倍払わなければならないような人が出てきて、なかなか話がまとまらないということがある。しかし、各組合の話合いで、より現実に近いような形で導入していただくようお願いしている。以上、参考までに申し上げる。

座長 委員の方、御感想をどうぞ。

座長代理 本当に現地検討会を開催して良かったと思う。制度を機械的にやっているとお金が通っていない部分がある。妊娠7か月の問題とか、まさに事故を下げるための行為が、共済の外へ出てしまうことで、かえって妙なことになるというような問題。後片付け費用とか減価償却、減価償却は機械的に決めているわけで、実際の価値は、本人にとってはもっと価値のあるというような問題。色々あるので、できるだけ本当に金の通った共済にしていくためには、全部が対応できるわけではないと思うが、対応できるものは対応していく必要があると思う。一方で、先程から中野さんの発言、傍聴席からの発言があったが、あまり複雑にすると何かわからなくなるという問題がある。できるだけ農家の選択に応じるためには、きめ細かくした方がよい。これをわかりやすく、どのようにしていくかは、永遠の課題かも知れないが、そここのところに取り組んでいくことで、農業災害補償制度は、災害に対する農家の経営対策として生きていくことが必要であると感ずる。

森田委員 私は、大規模農家でも、例えば、平成5年の冷害の時は、結構被害が出た。共済金の支払を大変喜んでいただいたというのを実感している。そして、28年の災害、日田とか玖珠川とかで、何十ヘクタールというような本当に不可抗力の災害。そういうものを考えても、大規模農家ほど農業共済が必要ではないか。あるいは大河川にかけておいたポンプが流れたことによって、他のところが皆豊作なのに、ポンプが揚がらないから百ヘクタール前後の水田が一切できなくて、その中には、大規模農家が何戸もあった。その時、農業共済があつて良かったという実感を、私はしみじみ農家から受けて、やはり農業共済はたいしたものであるという思いを持った次第である。大規模農家も、ほどほどには共済金を貰っている。さらに、無事戻し金は、ほとんどの人が貰っている。その実状をみて、大規模の人も、中規模の人も、小規模の人も含め、良く機能しているという思いが私にはある。そして、小規模農家に対しては、惰農政策として、共済事業があるのではないかという議論も、確かにあると思う。これは、何の世界でも例外があるので、これを論じても仕様がなくて、確かにあるのではないか。しかし、それは私どもが制度として、例えば、分割評価を厳正に執行していくということに尽きるのではない

かと思う。私は、大規模農家ほど農業共済が必要ではないか。願わくば、それも当然加入制で皆一緒に取り組んだ方が良いのではないかと考えている。

戸川委員 この制度の現場の状況が、関係者になかなかわかりにくい点があり、直接、このような話をできる機会が持てるということは、大変有り難いこととされている。また、皆様方から大変前向きな御意見をいただき、大変心強く思い、感謝したいと思う。この制度は、農家のための制度であると思っているが、農家にもっと親しんでもらう、身近のものに思ってもらうためには、用語がわかりにくいというのは、関係者はつい麻痺してしまい、わからないが、これは相当強く考えていかなければならない。特に、農業共済の言葉というのは、何か妙であるという印象を与えてしまっているようなので、一度、用語を易しくしようということで、研究をしたことがある。水稻で、一筆単位、半相殺農家単位、全相殺農家単位とあるのを変え、一筆単位は、3割足切り7割補償なので7割補償方式、半相殺は2割足切り8割補償なので8割補償方式、全相殺は1割足切り9割補償なので9割補償方式と、言葉で変えようとしたことがあるが、他の作物で、同じ全相殺方式、半相殺方式で、補償割合が異なるので、それを一般化するわけにもいかなかった。今後、もう少し工夫していかなければならないという気持ちを持った。農家のための制度であるため、全部の方に賛成してもらうのはなかなか難しい点があるが、国で相当な予算を使っている制度であるので、何とか皆さんでこの制度を盛り立てていってもらおうというような気持ちで、受け止めていただき、色々な御要望を出していただければ有り難いと思っている。

座長 本日は、7人の意見表明者の方々、大変貴重な意見、率直な意見を表明していただき、有り難く思っている。今の用語の問題もそうであるが、新しい提案もいくつかいただいたような気がする。水稻にも類区分というような話が出たりして、大変参考になる検討会であったと思う。私どもも、これからの検討会に今日の意見を役立てたいと思っている。

以 上